

## 5月7日～9日までの幼稚園・保育所・こども園・児童クラブの対応について

5月1日現在、国・県等の今後の方針が未定であることから5月7日（木）～5月9日（土）についての対応を次のとおりとします。

### （1）幼稚園・認定こども園・保育所

幼稚園	休園。 新2号認定を受けた児童のうち、預かりが必要な場合は、朝から預かり保育を実施するが、感染拡大防止のため、家庭で保育が可能な場合は、 <b>家庭での保育</b> を要請する。
認定こども園	【1号児】休園。新2号認定を受けた児童のうち、預かりが必要な場合は、朝から預かり保育を実施するが、感染拡大防止のため、家庭で保育が可能な場合は、 <b>家庭での保育</b> を要請する。 【2・3号児】感染拡大防止のため、家庭で保育が可能な場合は、 <b>家庭での保育</b> を要請する。
保育所（園）	感染拡大防止のため、家庭で保育が可能な場合は、 <b>家庭での保育</b> を要請する。

### （2）放課後児童クラブ

放課後児童クラブ	<b>【小学校の臨時休業が継続する場合】</b> 1～3年生の登録者のうち自宅に一人であることが困難な児童について、学校の見守り以降（14時以降）の受け入れを行う。 ただし、受け入れ人数によって適正な環境下での居場所が児童クラブ内で確保できない場合（密閉密集密接）については小学校施設を活用する。  <b>【小学校が再開された場合】</b> 3密を避けるため、登録者のうち1・2年生に限って受け入れを行う。 ただし、5月7日～9日の3日間を調整期間として現在の学校居場所利用者に限り受け入れを行う。
----------	---